

## 4. 規程の変更に関する事項

### (1) 業務を執行する理事の職務規程の一部変更

「eラーニングによる教育支援の振興及び推進」の事業を平成27年度に終了したことに伴い、平成28年度より「業務を執行する理事の職務規程」の第4条（法人業務の内容）の8号を削除することについて、平成29年6月10日の第54回理事会において、平成28年4月1日に遡及適用することを決定し、以下の通り、8号以下を一号ずつ繰り上げ、附則に「変更後の規程は、平成28年4月1日から施行する。」に改めた。

（法人業務の内容）

第4条 毎年度の事業計画に基づく公益目的事業、その他事業及び財務業務とし、以下の各号とする。

- (1) 情報通信技術による教育改善の調査及び研究、公表・促進
- (2) 私立大学教員授業改善調査、私立大学情報環境基本調査の実施・集計・公表
- (3) 情報教育の改善充実に関する調査及び研究、公表・促進
- (4) 情報システムの研究、推進
- (5) 情報環境整備に関する調査及び推進
- (6) 電子著作物相互利用の推進
- (7) 産学連携による教育支援の振興及び推進
- (8) ICT利用による教育改善研究発表会の実施・表彰
- (9) 教育改革 ICT戦略大会の運営・実施
- (10) 短期大学 ICT戦略会議の運営・実施
- (11) FDのための情報通信技術研究講習会の運営・実施
- (12) 大学職員情報化研究講習会の運営・実施
- (13) 情報セキュリティセミナーの運営・実施
- (14) 事業に対する理解の普及
- (15) 報道機関コンテンツの教育利用問題への対応
- (16) 経営管理者等に対する教育政策の理解の普及
- (17) 本協会の財務

第5条から第8条（略）

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 変更後の規程は、平成23年5月21日から施行する。
- 3 変更後の規程は、平成24年4月28日から施行する。
- 4 変更後の規程は、平成25年4月27日から施行する。
- 5 変更後の規程は、平成28年4月1日から施行する。